高知県公文書開示審査会規則をここに公布する。

○高知県公文書開示審査会規則

|  |
| --- |
| (平成2年6月8日規則第20号) |

|  |
| --- |
|  |

高知県公文書開示審査会規則

(趣旨)

第1条　この規則は、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号。第3条において「条例」という。)第16条の9の規定に基づき、高知県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(小委員会)

第3条　条例第16条第1項の審査を行うため、審査会に小委員会を置く。

2　小委員会は、第一小委員会、第二小委員会及び第三小委員会とし、それぞれ委員3人で組織する。

3　小委員会の委員は、会長が指名する。

4　小委員会に委員長を置き、その小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。

5　委員長は、その小委員会の会務を総理し、小委員会を代表する。

6　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、会長がその職務を代理する。

7　委員に事故があるとき又は委員が欠けたときは、会長の指名する委員が、会長の指定する間、その職務を代理する。

(会議)

第4条　審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2　審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　小委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

5　小委員会は、委員全員の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長又は委員が会議に出席することができない場合において、前条第６項の規定により委員長に代わって会長が、同条第７項の規定により委員に代わって会長の指名する委員が出席するときは、委員全員の出席があるものとみなす。

6　小委員会の議事は、委員の過半数をもって決する。

(庶務)

第5条　審査会の庶務は、高知県総務部法務文書課において処理する。

(委任)

第6条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附　則(平成10年9月25日規則第104号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附　則(平成11年8月24日規則第87号の2)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成13年3月27日規則第38号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附　則(平成13年4月1日規則第82号)抄

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成13年10月1日規則第155号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成14年11月1日規則第96号の2)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成21年4月1日規則第43号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　略

(高知県公文書開示審査規則の一部改正)

3　高知県公文書開示審査規則(平成2年高知県規則第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高知県個人情報保護制度委員会規則の一部改正)

4　略

(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

5　略

(高知県個人情報保護審査会規則の一部改正)

6　略

(高知県県民室設置運営規則の一部改正)

7　略

(高知県損害賠償等審査会規則の一部改正)

8　略

(高知県職員被服貸与規則の一部改正)

9　略

(高知県予算規則の一部改正)

10　略

(高知県住民基本台帳法施行規則の一部改正)

11　略

(高知県庁内防火管理規則の一部改正)

12　略

(高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部改正)

13　略

(高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正)

14　略

(高知県災害救助基金規則の一部改正)

15　略

(高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

16　略

(高知県社会福祉審議会規則の一部改正)

17　略

(高知県介護保険審査会規則の一部改正)

18　略

(高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

19　略

(高知県青少年問題協議会条例施行規則の一部改正)

20　略

(高知県こどもの環境づくり推進委員会規則の一部改正)

21　略

(高知県文化賞授与規則の一部改正)

22　略

(高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

23　略

(高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部改正)

24　略

(私立学校法等施行細則の一部改正)

25　略

(高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則の一部改正)

26　略

(高知県職員の職務発明等に関する規則の一部改正)

27　略

(高知県公害審査会規則の一部改正)

28　略

(高知県漁業専門委員設置規則の一部改正)

29　略

(高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

30　略

(桐見ダム操作規則の一部改正)

31　略

(高知県契約規則の一部改正)

32　略

附　則(平成22年4月1日規則第36号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　略

(高知県公文書開示審査会規則の一部改正)

3　高知県公文書開示審査会規則(平成2年高知県規則第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高知県個人情報保護制度委員会規則の一部改正)

4　略

(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

5　略

(高知県個人情報保護審査会規則の一部改正)

6　略

(附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部改正)

7　略

(高知県予算規則の一部改正)

8　略

(高知県庁内防火管理規則の一部改正)

9　略

(高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部改正)

10　略

(高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正)

11　略

(高知県漁船法施行細則の一部改正)

12　略

(江ノ口川水門操作規則の一部改正)

13　略

(浦戸湾水門等操作規則の一部改正)

14　略

(高知県契約規則の一部改正)

15　略

(高知県旅費支給事務集中処理規則の一部改正)

16　略

(地方公営企業法第15条第1項但書に規定する者の範囲に関する規則の一部改正)

17　略

附　則(平成28年11月18日規則第74号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和２年４月１日規則第35号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、令和２年4月1日から施行する。

附　則(令和４年10月17日規則第44号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、公布の日から施行する。